

「国を平らげし横刀」授受の意義

—『古事記』高倉下の猷剣段の考察—

井上隼人

一. はじめに

『古事記』における神武東征は、伊波礼毘古命と五瀬命の協議から始まる。『日本書紀』の神武東征が伊波礼毘古命の提言から始まり、一貫して伊波礼毘古命が主導する形で進められるのとは、大きく異なつた記し方である。伊波礼毘古命と五瀬命が対等な立場で記されている点に『古事記』の神武東征の特徴が認められる¹⁾。このことは、『古事記』では東征が始まつた時点ではどちらが東征を主導するか、ひいてはどちらが天皇になるかが定まっていなかつたことを示すと読み取ることができよう。『古事記』の神武東征は、東征を通じて伊波礼毘古命が天皇へと定まつていく過程である。そこには伊波礼毘古命が天皇へと至ることができた理由が記されているものと考えられる。一皇子を天皇たらしめるために『古事記』で為される意義づけは何か。この問題を神武東征条に即して考え、高倉下の猷剣段に見える「国を平らげし横刀」の授受にその意義づけを認めるのが、本稿の目的である。

二. 伊波礼毘古命の呼称変化の意義

まず、本稿において考察対象とする高倉下の猷剣段を次に挙げる。

1. 故、神倭伊波礼毘古命、其地より廻り幸して、熊野の村に到りし時に、大黒熊、髣かに入で入りて、即ち失せき。爾くして、神倭伊波礼毘古命、儼忽にをえ為、及、御軍、皆をえして伏しき。此の時に、熊野の高倉下、(此は、人の名ぞ)一ふりの横刀を齎ちて、天つ神御子の伏せる地に到りて、猷りし時に、天つ神御子、即ち寤め起きて、詔ひしく、「長く寝ねつるかも」とのりたまひき。故、其の横刀を受け取りし時に、其の熊野の山の荒ぶる神、自ら皆切り仕さえき。爾くして、其の惑ひ伏せる御軍、悉く寤め起きき。

故、天つ神御子、其の横刀を獲し所由を問ひしに、高倉下が答へて曰ひしく、「己が夢みつらく、『天照大神・高木神の二柱の神の命以て、建御雷神を召して詔はく、「葦原中国は、いたくさやぎてありなり。

我が御子等、平らかならず坐すらし。其の葦原中国は、専ら汝が言向けたる国ぞ。故、汝建御雷神降るべし」とのりたまふ。爾くして、答へて白さく、「僕は降りずとも、専ら其の国を平らげし横刀有り。是の刀を降すべし」此の刀の名は、佐士布都神と云ふ。亦の名は、薨布都神と云ふ。亦の名は、布都御魂。此の刀は、石上神宮に坐すを。此の刀を降さむ状は、高倉下が倉の頂を穿ちて、其より墮し入れむ」とまをす。「故、あさめよく、汝、取り持ちて天つ神御子に、献れ」といふ」といひ。故、夢の教の如く、且に己が倉を見れば、信に横刀有り。故、是の横刀を以て献りつらくのみ」といひき。(神武記)

東征の途中、熊野へと至った伊波礼毘古命一行は神の氣にあり、倒れてしまう。その窮地を救ったのが、高倉下によって献上された「国を平らげし横刀」である。本稿において特に右の箇所を取り上げて論じるのは、右の箇所を境に伊波礼毘古命の呼称が天つ神御子へと変わるからである。この呼称の変化について阪下圭八氏は「復活・変身」と捉え、伊波礼毘古命の性格に質的な転換が起きたと解釈した。阪下氏が指摘する如く、天つ神御子の呼称が1以降即位まで一貫して続くことを考慮すると、1における呼称の変化は、伊波礼毘古命の性格に何らかの変化が起きたことを示すと解釈すべきであろう。ただし、阪下氏の主眼は熊野という土地の性格を論じる点にあるため、伊波礼毘古命の呼称が変化する点について、右以上の言及は見られない。1における伊波礼毘古命の呼称の変化は、変化する理由は何か、そして変化することでどのような性格づけが為され

たと解釈できるかという二点について、更に追求の余地がある。

右に挙げた二つの問題点のうち、後者については既に参考となる説が吉井巖氏によって提示されている。吉井氏は、「古事記」において「天神御子」「天神之御子」と呼ばれるのが忍穗耳命・邇々芸命・穗々手見命・鵜葺草葺不合命という天つ神から天皇へとつながる神々であることに注目し、天つ神御子は天つ神と天皇の間を結ぶものであると指摘した。この指摘は「之」の有無に注目した毛利正守氏によって指示内容を見直すべきことが説かれているが、吉井氏が指摘した天つ神↓天つ神御子↓天皇という「古事記」上巻から中巻への構想の大枠は、従うべき見方であると考えられる。吉井氏の説に従えば、1における呼称の変化は、伊波礼毘古命が天皇へと至ることを明示した表現であると解釈できよう。五瀬命との協議から東征を始める「古事記」において、伊波礼毘古命の即位が無条件に決まっていたとは考えられない。伊波礼毘古命が即位することは、天つ神御子への呼称の変化で初めて明確になったと捉えるべきであろう。呼称の変化に注目すると、1は伊波礼毘古命が天皇へと飛躍する過程を記した物語と意義づけることができる。

では、一体どのような理由で伊波礼毘古命は天つ神御子と呼び換えられたと解釈できるであろうか。この点について参考となるのは、天つ神御子の語義を説く倉野憲司氏の説である。倉野氏は、天つ神御子と呼ばれる神々(忍穗耳命・邇々芸命・伊波礼毘古命)がいずれも天照大神の血筋にあたるという共通点に注目し、天つ神御子とは「天照大御神の御子で水穂の国、即

ち大八島国の統治者たる方」という意味を持つ熟語であると述べた。天つ神御子を天照大神との血縁の擬制に基づく統治者の呼称と捉える倉野氏の説は、1にも当てはまる面がある。

1後半部では、高倉下が伊波礼毘古命に対して剣を得た経緯を説いている。そこでは天照大神・高木神の神助として剣が下賜されたこと、そしてその剣は建御雷神が葦原中国を平らげた剣であることが記されている。この1後半部で注目したいのは、天照大神・高木神が伊波礼毘古命を指して「我が御子等」と呼んでいる点である。複数を指す呼び方になっているのは、その指示内容に五瀬命を含んでいるためだと考えられるが、二人の直接の親は鵜葺草葺不合命と玉依毘売であり、この呼び方が実の子という意味であるとは考えにくい。1に即して検討してみると、天つ神御子を天照大神との血縁の擬制に基づく呼称と捉える倉野氏の説は、認めてよいものと考えられる。

ただし倉野氏の説に従うと、天つ神御子は天照大神の血筋にあたるだけでなく、統治者という意味合いを持つことになる。忍穂耳命・邇々芸命が統治者たる資格を有することは、倉野氏が指摘する如く、

2. 天照大御神の命^{みこと}以て、「豊葦原千秋長五百秋水穗」
 国は、我が御子、正勝吾勝々速日天忍穂耳命の知ら
 さむ国ぞ」と、言因し賜ひて、天降しき。

(上巻・国譲り条)

3. 是を以て、白しし随に、日子番能邇々芸命に科せて
 詔ひしく、「此の豊葦原水穗国は、汝が知らさむ国ぞ
 と言依し賜ふ。故、命の随に天降るべし」とのりたま

ひき。
 (上巻・天孫降臨条)

という二つの記述から明らかであるが、伊波礼毘古命がその資格を有する根拠については「この国を統治された第一代の天皇である」と述べる以外、特に言及が見られない。天つ神御子が統治者に対して用いられる呼称であるならば、伊波礼毘古命についても同様に根拠となる記述が指摘されねばならないであろう。伊波礼毘古命の場合、統治者たる根拠を示す記述を求めるとすれば、呼称の変化が見られる1に求める他ないのではない。端的に言えば、「国を平らげし横刀」の授与が伊波礼毘古命に葦原中国の統治権を与え、天つ神御子への呼び換えを促したと考えられる。以下節を改め、「国を平らげし横刀」の検討を通じてこの点に考察を加えてみたい。

三、「国を平らげし横刀」授受の意義

「国を平らげし横刀」について検討を加える場合、注目されるのは、この剣と建御雷神との関わりが記されている点である。「古事記」において建御雷神が国を平らげたと述べる場合、上巻に記された国譲り条が強く想起される。この剣に対して為されている「国を平らげし」という意味づけは、国譲り条を踏まえた解釈が必要となるであろう。ただし、「国を平らげし横刀」と国譲り条を結び付けて解釈を施す場合、次に挙げる「古事記^⑥」の指摘に触れておかねばならない。

上巻の此平國の段には、此記にも書紀にも、此刀の事は見えず、【抜二十掬劔一逆刺一立于浪穗^{云々}とはあれども、是は此劔の事を主と云るにはあらず、】されど其時主と佩

持て、功を成賜へりし刀は必有ぬべし、

宣長は『古事記伝』において「国を平らげし横刀」に触れた際、このような剣の話は記紀ともに確認できないことを指摘している。確かに宣長が指摘するように剣によって葦原中国を平らげたという記述は国譲り条に見出せず、厳密に神武記との対応を求めた場合、問題が残ることは否めない。しかし、建御雷神が登場し、なおかつ国を平らげたという意味づけが為されているこの剣が、国譲り条とまるで無関係であるとは考えにくい。考察の手続き上問題が残ることは了解しつつ、本稿では剣に対して為されている「国を平らげし」という意味づけの内実を問う方向で、国譲り条との対応を考えてみたい。

「国を平らげし横刀」について国譲り条との対応から考察を加える場合、注目したいのは次の記述である。国譲り条を抜粋する形で本文を挙げる。

4. 是を以て、此の二はしらの神、出雲國の伊耶佐の小浜に降り到りて、十掬の劍を抜き、逆まに浪の穂に刺し立て、其の劍の前に踏み坐て、其の大国主神を問ひて言ひしく、「天照大御神・高木神の命以て、問ひに使用せり。①汝がうしはける葦原中国は、我が御子の知らさむ国と言依し賜ひき。故、汝が心は、奈何に」といひき。(中略)爾くして、答へて白ししく、「僕が子等二はしらの神が白す隨に、僕は、違はじ。②此の葦原中国は、命の隨に既に獻らむ。」

(上巻・国譲り条)

4は、葦原中国平定に派遣された建御雷神・天鳥船神が、大国

主神の意志を尋ねる箇所である。この4では、大国主神が葦原中国を治めていたこと(①)、そして二神の求めに応じて大国主神が葦原中国を譲り渡したこと(②)が記されている。これら二点の記述に注目すれば、建御雷神が国譲り条で果たしたことは、大国主神が有していた葦原中国の統治権を譲り受けることであったと読み取れる。そしてその統治権が天つ神御子(忍穂耳命)に帰属することは、波線部の記述から明らかである。このような4と1の「国を平らげし横刀」を対応させた場合、1において建御雷神が言う「国を平らげし」とは、天つ神御子のために葦原中国の統治権を譲り受けたことを指していると解釈できよう。「国を平らげし横刀」は、天つ神御子の葦原中国統治を表象する剣と意味づけることができる。このように解釈すれば、「国を平らげし横刀」の授受を記す1を境に伊波礼毘古命が天つ神御子と呼び換えられる理由も、無理なく理解できるのではないか。伊波礼毘古命は剣とともに葦原中国の統治権を得たのであり、そのことが天つ神御子への呼び換えを促したと考えられる。「国を平らげし横刀」の授受こそ伊波礼毘古命が天つ神御子と呼び換えられる理由であり、葦原中国の統治者たることを示す表現であると考える。E・H・カントーロヴィチの言葉を借りれば、御子の一人に過ぎなかつた伊波礼毘古命の(「自然的身体」に、統治者たる(「政治的的身体」としての意味合いを付与したのが「国を平らげし横刀」であつたと言えよう。

以上、国譲り条との対応をもとに「国を平らげし横刀」を天つ神御子の葦原中国統治を表象する剣と意味づけられること、そしてこの剣の授与が伊波礼毘古命に葦原中国の統治権を与え

ていることを述べた。このことは、同じく天つ神御子と呼ばれる忍穂耳命・邇々芸命が天照大神・高木神から直に葦原中国の統治権を授与されているのとは異なつた記し方である。伊波礼毘古命の統治者たる所以を「国を平らげし横刀」の授受に認める場合、なぜ伊波礼毘古命だけがこのような形で葦原中国の統治権を得ているのかを更に問う必要がある。しかし、その問題に触れる前に、『日本書紀』との比較を通じて本節で述べたことが『古事記』においてのみ成り立つ読みであることを確認しておきたい。以下節を改め、『日本書紀』の「平国之剣」について検討を加えることとする。

四 「平国之剣」授受の意義

前節において、高倉下の献剣段に見える「国を平らげし横刀」を、天つ神御子の葦原中国統治を表象する剣と意味づけられることを述べた。その主たる根拠は国譲り条との対応を重視する点にあるが、先述したように、国譲り条には建御雷神が剣を用いて国を平らげたという話が見出せない。この点は本稿にとつて問題を残す箇所であり、更に論証を重ねる必要がある。そこで本節では、傍証以上の意味合いは持ち得ないものの、『日本書紀』の「平国之剣」について触れることで、国譲り条と対応させた読みが『古事記』においてのみ成り立つことを確認しておきたい。『日本書紀』における高倉下の献剣段を、次に挙げる。

5. 天^{すめらみこと}独^{ひと}り、皇^{みこと}子^{たがし}手^{たみ}研^み耳^{みみ}命^{のみこと}と、軍^{いくさ}を帥^{ひき}ゐて進^{すす}み、熊^{くま}野^のの荒^あ坂^{さか}津^つに至^{いた}ります。亦^{また}の名^なは丹^に敷^し浦^{うら}。因^よりて丹^に敷^し

戸^と畔^{はた}といふ者^{もの}を誅^つつ。時^{とき}に神^{かみ}、毒^{どく}氣^けを吐^はき、人^{ひと}物^{もの}咸^{みな}に瘁^あえぬ。是^{これ}に由^よりて、皇^{みこと}軍^{いくさ}復^{また}振^たつこと能^{あた}はず。時^{とき}に彼^そ処^こに人^{ひと}有^あり、号^{なづ}けて熊^{くま}野^のの高^{たか}倉^{くら}下^{した}と曰^いふ。忽^{たち}に夜^よ夢^むみら^みく、天^{あま}照^て大神^{のかみ}、武^{たけ}甕^{みづ}雷神^{のいかみ}に謂^{かた}りて曰^いはく、「夫^{これ}れ葦^{あし}原^{はら}中国^{のくに}は、猶^{なほ}し聞^き喧^{げん}擾^{じょう}之^の響^{こゑ}焉^{なり}。聞^き喧^{げん}擾^{じょう}之^の響^{こゑ}焉^{なり}、此^{こゝ}には左^{ひだり}那^な賀^が利^り奈^な離^りと云^いふ。汝^い、更^{また}往^まきて征^{せい}て」とのたまふ。武^{たけ}甕^{みづ}雷神^{のいかみ}対^{たい}へて曰^いはく、「予^{わが}行^ゆらざと雖^なも、予^{わが}が平^{へい}国^{のくに}之^の剣^{のけん}を下^{くだ}さば、国^{くに}自^{みづか}らに平^{へい}きなむ」とまをす。天^{あま}照^て大神^{のかみ}の曰^いはく、「諾^{うべ}なり」とのたまふ。諾^{うべ}、此^{こゝ}には宇^う牟^む那^な利^りと云^いふ。時^{とき}に武^{たけ}甕^{みづ}雷神^{のいかみ}、登^{のぼ}ち高^{たか}倉^{くら}に謂^{いわ}りて曰^いはく、「予^{わが}が剣^{のけん}、号^{なづ}けて節^{ふし}靈^{のたま}と曰^いふ。節^{ふし}靈^{のたま}、此^{こゝ}には赴^{おもむ}く能^よく能^よく磨^をると云^いふ。今^{いま}し汝^{なんぢ}が庫^{くら}の裏^{うら}に置^おかむ。取^とりて天^{あま}孫^{のまご}に、献^{たま}れ」といふ。高^{たか}倉^{くら}、「唯^{ただ}々」と曰^いして寤^めぬ。明^あ旦^{あした}に、夢^{ゆめ}の中^{のなか}の教^{おしえ}に依^より、庫^{くら}を開^{ひら}きて視^みるに、果^はして落^おちたる劍^{けん}有^あり、倒^{たふ}しに庫^{くら}の底^{そこ}板^{いた}に立^たりて。即^{すなは}ち取^とりて、進^{すす}る。時^{とき}に天^{あま}皇^{のみこと}、適^{あた}く寐^ねねませり。忽^{たち}然^{ぜん}にして寤^めめて曰^いはく、「予^{わが}、何^{なに}ぞ若^{ごと}く此^{こゝ}長^{なが}眠^ねしつる」とのたまふ。尋^{たず}きて、毒^{どく}に中^{ちゆう}りし士^し卒^{そつ}、悉^{ことごと}く復^{また}醒^さめて起^たり。既^{すで}にして皇^{みこと}師^し中^{ちゆう}洲^{しゅう}に趣^{おもむ}かむとす。(神^{かみ}武^{たけ}即^{すなは}ち位^ゐ前^{まへ}紀^き・戊^{つと}午^ご年^{ねん}六^む月^{げつ}条^{じょう})

右に挙げた5では、熊野へ至つた伊波礼毘古命一行が神の氣にあたり倒れてしまったこと、そして高倉下が献上した剣によつてその窮地を脱したことが記されている。5において伊波礼毘古命に献上された剣は建御雷神が葦原中国平定に用いた剣であることが記されており、5は1と極めて似通つた話であると読み取れる。しかし、ここに見える「平国之剣」を国譲り条

と対応させて読む場合、『日本書紀』には、次に挙げるように複数の所伝が記されている点が問題となる。『日本書紀』において国譲りを記した所伝を、次に挙げる。

6. 使者既に還り報命す。故、大己貴神、則ち其の子の辞を以ちて、二神に白して曰さく、「我が怙めりし子、既に避去りまつりぬ。故、吾も避りまつらむ。如し吾防禦かましければ、国内の諸神必ず同じく禦かむ。今し我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむや」とまをたまふ。乃ち国平けし時に杖けりし広矛を以ちて、二神に授けまつりて曰はく、「吾、此の矛を以ちて卒に治功有り。天孫、若し此の矛を用いて國を治めたまはば、必ず平安くましますむ。今し我は百足らず八十隈に隠去りなむ」とのたまふ。隈、此には矩磨瀝と云ふ。言訖へて遂に隠ります。(神代下・第九段本書)

7. 時に高皇産靈尊、乃ち二神を還遣し、大己貴神に勅して曰はく、「今者し汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に条々にして勅せむ。夫れ汝が治らす顕露之事、是吾が孫治らすべし。汝は以ちて神事を治らすべし。(中略)」とのたまふ。是に、大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此懇勸なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治らす顕露事は、皇孫治らしたまふべし。吾は退りて幽事を治らさむ」とまをす。乃ち岐神を「二神に薦めて曰さく、「是、我に代りて従へ奉るべし。吾は此より避去りなむ」とまをし、即ち躬に瑞の八坂瓊を被けて長に

隠りましき。故、経津主神、岐神を以ちて郷導として、周流りて削平く。逆命者有れば加斬戮し、帰順者は仍ち加褒美めたまふ。(神代下・第九段一書第二)

8. 時に二神、出雲に降到り、便ち大己貴神に問ひて曰はく、「汝、此の國を將ちて天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰さく、「吾が兇事代主、射鳥遊遊して、三津の碕に在り。今し問ひて報さむ」とまをす。乃ち使人を遣して訪はしむ。対へて曰さく、「天神の求めたまふ所、何ぞ奉らざらむや」とまをす。故、大己貴神、其の子の辞を以ちて二神に報す。(神代下・第九段一書第二)

右に挙げた6から8は、いずれも『日本書紀』神代卷第九段に記された国譲りの場面である。神代卷第九段には八つの所伝が記されているが、4と対応する話を探してみると、第九段本書・一書第一・一書第二の三つが該当する。このように検討すべき話を探してみると、『日本書紀』の場合、最も問題となるのがどの所伝を5と対応させるかということであるが、内容面からも5と対応させるには問題があると考えられる。以下6から8について、掲出順に検討を加えてみたい。

6は、第九段本書に記された国譲りの場面である。この6では、経津主神・建御雷神の二神が大己貴神に葦原中国を去るよう求めたことが記されている。この話で注目したいのは、大己貴神が葦原中国を去る際、二神に「国平けし時に杖けりし広矛」を渡している点である。波線部から読み取れるように、この広矛は葦原中国の統治権を表象する矛であり、6を5と対応させ

ても「平国之劍」に葦原中国の統治権の表象という機能を認めることは難しいであろう。このような問題は、次の7にも当てはまる。

7は一書第二に見える国譲りの場面である。この7で注目したいのは、大己貴神が去った後、経津主神が従わない者たちを討伐してまわったことが記されている点である。7において平定行為を行っているのは経津主神であり、建御雷神が平定に用いた剣のことを記す5とはそぐわない内容である。7も5と対応させて読むことは、難しいと言わざるを得ないであろう。

最後に8を見ていく。8は一書第一に記された国譲りの場面である。この8は話の展開が4と極めて類似しており、5と対応させてみても、6・7のような問題点は見出せない。したがって8を5と対応させた場合のみ、「平国之劍」を葦原中国の統治権を表象する剣と意味づけられる可能性がある。しかし、そのような読み方をする場合、本書ではなく一書に対応させて読む理由づけが必要であり、その点に関してはまだ考えが及ばない。『日本書紀』の場合、どの所伝も神武紀と対応させて読むには、『古事記』以上に難点が多いと言わなければならない。『日本書紀』の「平国之劍」の意義づけを考える場合、国譲り条との対応以外の方法を考える必要がある。

以上のことを踏まえたうえで注目したいのは、次に挙げる神武紀の記述である。

9. 夏四月の丙申の朔にして甲辰に、皇師、兵を勒へ、歩より竜田に越く。而るを其の路狭く峻しく、人、並行くこと得ず。乃ち還りて更に、東、胆駒山を踰え

て、中洲に入らむと欲す。時に長髓彦聞きて曰く、「夫れ天神の子等の来ます所以は、必ず我が国を奪はむとならむ」といひて、則ち、尽に属兵を起して、孔舎衛坂に徹りて与に会戦ふ。流矢有りて、五瀬命の臑に中り、皇師進戦ふこと能はず。天皇憂へたまひて、乃ち神策を冲衿に運らして曰はく、「今し我は是日神の子孫にして、日に向ひて虜を征つ。此、天道に逆れり。若かじ、退き還り弱きことを示し、神、祇を礼祭り、背に日神の威を負ひ、影の隨に圧ひ躡まむには。如此しあらば、曾て刃を血ららずして、虜必ず敗れなむ」とのたまふ。

(神武即位前紀・戊午年四月条)

9は、5の直前に記された五瀬命戦死の場面である。この9では、五瀬命の負傷に遭遇した伊波礼毘古命が進軍の方角を変え、日神の神威を背負つて戦おうと述べたことが記されている。『古事記』対応箇所では「今よりは、行き廻りて背に日を負ひて撃たむ」(神武記)と、進軍の方角を変えることのみが記されており、傍線部の神威を背負うという記述は『日本書紀』独自の要素と認め得る。このような相違点に注目した場合、5の「平国之劍」の授受は、ここで述べる神威が実現された話と解釈できるのではないか。すなわち『日本書紀』における「平国之劍」の授受は、天照大神の加護が下された話としてのみ意味を持ち、葦原中国の統治権の授与という解釈は施す余地が見出せないということである。このような解釈は、『日本書紀』では『古事記』のような伊波礼毘古命の呼称の変化が見られないこと、そして

5における「平国之劍」は、天照大神のみの指示として下されている点からも肯首されるであろう。高倉下の献剣段を国譲り条と対応させ、伊波礼毘古命に葦原中国の統治権が授与された話として意義づけることは、『古事記』においてのみ成り立つ読みであると考ええる。

五 おわりに

以上、本稿では高倉下の献剣段に注目し、『古事記』において一皇子を天皇たらしめるために為される意義づけについて考えてきた。伊波礼毘古命の場合、天皇へと飛躍する契機は「国を平らげし横刀」の授受にあり、この劍の授受こそ、伊波礼毘古命に葦原中国の統治権を与える表現であったと考える。そして天つ神御子と呼ばれる三者のなかで、伊波礼毘古命だけが国譲り条を呼び起こす形で葦原中国の統治権を得ているのは、伊波礼毘古命が『古事記』上巻と中巻とを結び位置に立つためであろう。すなわち「国を平らげし横刀」の授受は、上巻に記された国土の誕生とその統治権の獲得を、中巻における天皇の治世へと引き継ぐための表現であったと考えられるのである。

(注1) この解釈は、五瀬命に「詔、幸、崩、陵の天皇に使用される表現」が用いられていることを指摘する吉井巖氏の説を踏まえている(稲岡耕二編『日本神話必携』123頁、學燈社、昭57・10)。なお、吉井氏は右の文字表現を五瀬命が東征の主人公であることを示す根拠として扱うが、本稿では伊波礼毘古命に並ぶもう一人の主人公として造形されて

いることの証と見る。

(2) 阪下圭八「神武天皇」(『古代の英雄』講座日本の神話

6、有精堂、昭51・12)。

(3) 吉井巖「古事記の作品的性格(一)——天神から天皇へ——

(『天皇の系譜と神話三』、塙書房、平4・10)。

(4) 毛利正守「古事記に於ける『天神』と『天神御子』」(『国

語国文』59の3、平2・3)。

(5) 倉野憲司「古事記全註釈」第二巻(三省堂、昭49・8)

47~49頁。なお、他に天つ神御子の語義を説いた論考に楠

木千尋「『天神御子』と〈久米歌〉」(『国語と国文学』70の

4、平5・4)がある。楠木氏は天つ神御子を「アマテラ

スとの系譜的な繋がりをあらわすのみならず、葦原中国平

定を行うべき者という意を併せ持つ」と意義づけている

が、本稿では本文2・3を重視し、葦原中国の統治者の呼

称と解釈する倉野氏の説を支持したい。

(6) 大野晋編『本居宣長全集』第十巻(筑摩書房、昭43・11)351頁。

(7) この点、劍の授受を天つ神御子による葦原中国領有の正

統性の「再確認」と述べる小学館新編全集『古事記』(146

頁頭注)とは見方が異なる。

(8) E・H・カントーロヴィチ『王の二つの身体——中世政治

神学研究——上・下(小林公訳、ちくま学芸文庫、平15・

5)。この研究書は、西澤一光氏から御教示頂いた。この

場を借りて厚く御礼申し上げます。

※本稿で引用した『古事記』『日本書紀』の書き下し文は、小学館新編全集本を用いた。また、記紀に共通する神人名の表記は『古事記』の表記で統一した。